

北秋田市再犯防止推進計画

〔令和6年度～令和10年度〕

北 秋 田 市
令和6年3月

目 次

第1章 計画の基本的事項

- | | |
|---------------|-----|
| 1. 計画策定の趣旨 | P 1 |
| 2. 計画の位置付け | P 1 |
| 3. 計画の期間 | P 1 |
| 4. 基本方針及び重点課題 | P 1 |

第2章 北秋田市における犯罪の状況について

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 刑法犯の検挙者数の推移 | P 2 |
| 2. 北秋田警察署における罪種別検挙人員 | P 3 |

第3章 現状と重点課題の取組について

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 就労・住居の確保等のための取組 | P 4 |
| 2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 | P 5 |
| 3. 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組 | P 6 |
| 4. 民間協力者の活動の促進等のための取組 | P 7 |

【参考資料】

- | | |
|---------------------|------|
| ★再犯の防止等の推進に関する法律 概要 | P 8 |
| ★用語の説明 | P 10 |

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、戦後最多となる平成14年の285万4千件をピークに年々減少し、令和4年には約60万件と、ピーク時の2割程度まで減少しました。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和4年には47.9%と刑法犯検挙者の約半数が再犯者という状況で、再犯を防止することが重要な課題となっています。

このような状況のもと、平成28年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を講ずることや国の再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

国では、再犯防止推進法に基づき、平成29年12月に再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が取り組むべき具体的な施策を定めた第一次再犯防止推進計画を策定し、また、第一次計画の施策の取組状況や課題等を踏まえ、令和5年3月に再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として第二次再犯防止推進計画を策定しました。

秋田県でも令和2年3月に「秋田県再犯防止推進計画」が策定され、本市においても国・県・民間の役割分担を踏まえた再犯の防止等に関する取組を総合的かつ計画的に進めていくために、再犯防止推進計画を策定することとしました。

2. 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条に基づく地方再犯防止推進計画として、国及び秋田県の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間です。

4. 基本方針及び重点課題

国や県の基本方針を踏まえ、北秋田市では次の4つの重点課題を推進します。

- ① 就労・住居の確保等のための取組
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- ④ 民間協力者の活動の促進等のための取組

第2章 北秋田市における犯罪の状況について

1. 刑法犯の検挙者数の推移

我が国の刑法犯の検挙者数は毎年減少しているものの、再犯者率は国や秋田県では50%前後で推移しています。

また、北秋田市と上小阿仁村を管轄する北秋田警察署管内における再犯者率は、20%～40%台と国や秋田県の割合よりも低くなっていますが、65歳以上の高齢者の占める割合が高く、全体の約半数以上となっています。

◆全国計

(少年を除く検挙人員、単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
検挙者数	182,124	172,197	164,678	159,692	154,033
うち再犯者数	92,023	86,952	83,384	79,809	76,250
検挙者に占める再犯者率	50.5%	50.5%	50.6%	50.0%	49.5%

◆秋田県警察

(少年を除く検挙人員、単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
検挙者数	1,120	925	959	939	809
うち再犯者数	554	480	472	474	409
検挙者に占める再犯者率	49.5%	51.9%	49.2%	50.5%	50.6%

◆北秋田警察署

(少年を除く検挙人員、単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
検挙者数	29	19	19	40	22
うち再犯者数	14	8	5	11	10
検挙者に占める再犯者率	48.3%	42.1%	26.3%	27.5%	45.5%

※出典：仙台矯正管区提供データを基に作成

※犯行時齢が20歳以上のものを計上（少年を除く）

2. 北秋田警察署における罪種別検挙人員（令和4年統計データ）

（1）初犯・再犯別（少年を除く）

（単位：人）

	初犯者（うち女性）		再犯者（うち女性）		計（うち女性）	
刑法犯総数	12	(3)	10	(3)	22	(6)
うち凶悪犯	1	(0)	0	(0)	1	(0)
うち粗暴犯	3	(0)	0	(0)	3	(0)
うち窃盗犯	8	(3)	8	(2)	16	(5)
うち知能犯	0	(0)	0	(0)	0	(0)
うち風俗犯	0	(0)	0	(0)	0	(0)

（2）犯行時の年齢別（少年を除く）

（単位：人）

	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上	計
刑法犯総数	1	2	1	2	2	14	22
うち凶悪犯	0	1	0	0	0	0	1
うち粗暴犯	0	0	0	1	1	1	3
うち窃盗犯	1	0	1	1	1	12	16
うち知能犯	0	0	0	0	0	0	0
うち風俗犯	0	0	0	0	0	0	0

（3）犯行時の職業別（少年を除く）

（単位：人）

	有職者	無 職		計
		学生・生徒等	無職者	
刑法犯総数	8	0	14	22
うち凶悪犯	1	0	0	1
うち粗暴犯	2	0	1	3
うち窃盗犯	4	0	12	16
うち知能犯	0	0	0	0
うち風俗犯	0	0	0	0

※出典：仙台矯正管区提供データを基に作成

【凡例】 凶悪犯：殺人、強盗、放火、不同意性交等
 粗暴犯：傷害、暴行、脅迫、恐喝等
 窃盗犯：窃盗
 知能犯：詐欺、横領、偽造、汚職等
 風俗犯：賭博、公然わいせつ、強制わいせつ等

第3章 現状と重点課題の取組について

●重点課題1 就労・住居の確保等のための取組

(1) 現状と課題

犯罪をした人は、就労するにあたって、求職活動に必要な知識・資格を有しておらず、円滑に就職活動ができない場合があることや、マナー・対人関係の形成や維持のため必要な能力を身に付けていないことで就労が難しいといった事情を抱えており、就職後にすぐ離職してしまう場合があります。

また、犯罪をした人の住居の確保については大変重要な課題であり、更生保護施設等退所後に、身元引受人がおらず、地域に生活基盤が確保できないことで再犯等に至る人も少なくありません。

(2) 本市の取組

◎就労の確保
① 就職に向けた情報の提供【産業政策課（商工観光課）】 ハローワーク等と連携し、就労・職場定着に向けた相談・支援等を実施します。
② 就職に必要な資格取得への支援【産業政策課（商工観光課）】 就労につながる資格を取得する求職者に対し、その経費の一部を支援します。 ※公共職業安定所に求職登録をしている者が支援対象
③ 生活困窮者自立支援事業による支援【福祉課】 ハローワーク等との連携により、生活困窮者や生活保護受給者の就労支援をします。
④ 協力雇用主制度の周知【福祉課、産業政策課（商工観光課）】 市内事業主が集まる機会において、協力雇用主制度のパンフレット等を配布するなど、制度の周知を図ります。
◎住居の確保
⑤ 市営住宅への受け入れ【建設課（都市計画課）】 市営住宅への公平な入居機会の確保と、市ホームページや広報等による入居者募集の情報提供を行います。
⑥ 住居確保給付金の支給【福祉課】 離職及び廃業から2年以内の方や、休業等により収入が減少し住居を失うおそれがある方に対し、一定期間家賃の支払いを支援し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

●重点課題2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 現状と課題

高齢者が、出所後2年以内に再び入所する割合は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかになっています。

高齢者又は障がい者が、出所後に福祉的支援を必要とする者に十分な支援が行き届かないことで再犯に至ってしまう場合もあるため、地域で必要な福祉サービスを円滑に利用することができる体制の整備が必要です。

(2) 本市の取組

◎高齢者や障がいのある人への支援
① 保健医療・福祉サービスの提供【福祉課、高齢福祉課、医療健康課】 出所後、必要な保健医療や福祉サービスを受給し、安心・安定した生活を送ることができるよう支援します。
② 相談支援【福祉課、高齢福祉課、医療健康課】 高齢者や障がいのある人、依存症等様々な相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、関係機関へつなげます。
③ 地域包括支援センターによる相談支援【高齢福祉課】 地域包括支援センターにおいて、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、適切な医療・保健、福祉サービス、関係機関及び制度の利用につなげます。
◎薬物依存者への支援
④ 精神保健サービスの提供【福祉課】 精神医療が必要な方への支援に取り組みます。 ・自立支援医療制度（精神通院）
⑤ 依存症の心配のある人や家族への相談及び支援【医療健康課】 心と身体の健康に対する相談や支援の場を提供し、関係機関と連携して適切な支援方法を検討し、支援します。
⑥ 薬物乱用防止教育【学校教育課】 学校等において、薬物乱用防止教室等を実施するなど、薬物乱用の弊害やその危険性について理解を深め、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。

●重点課題3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

(1) 現状と課題

全国における高等学校進学率は98.8%あり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、少年院入所者の24.4%,入所受刑者の33.8%は中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、県内においても不登校児童生徒の増加や低年齢化など、子ども達が様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれたりする状況が見受けられます。

本市では、従来から実施している非行防止等に関する指導・援助だけではなく、子ども達が安心して生活できる、自己存在感や自己有用感を感じられる居場所づくり・絆づくりにも取り組んでいます。

(2) 本市の取組

◎修学支援と非行の未然防止等

① スクールカウンセラーによる相談支援【学校教育課】

各中学校及び義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みや不安をはじめ、非行などの問題行動に対し、本人や保護者等に助言・援助を行います。

② 関係機関との連携強化【学校教育課】

問題を抱える児童生徒や家庭に対応するため、スクールソーシャルワーカーや関係機関（こども課、医療健康課等）との連携を促進し、児童生徒の置かれた様々な環境の改善を図ります。

③ 子どもの居場所づくり・絆づくり【学校教育課、こども課】

児童生徒が自己存在感や充実感を高め、将来に渡って主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、安全で安心な居場所づくりと学校や地域と良好なコミュニティ形成ができるよう、関係機関と連携・協働して取り組みます。

④ 子ども家庭支援員による相談支援と要保護児童対策協議会の活用【こども課】

子ども家庭支援員による相談者に寄り添った相談支援を行うほか、要保護児童対策協議会を活用し、関係機関との情報共有及び連携を図りながら適切な支援につなぎます。

●重点課題4 民間協力者の活動の促進等のための取組

(1) 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰は、その指導・支援にあたる保護司や社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会など、多くの民間ボランティアによって支えられています。

しかしながら、保護司の高齢化や民間ボランティアの減少、再犯防止に関する施策等が地域において十分認知されていないことなどにより、これらの担い手の確保が年々難しくなっています。

今後も市民に対し、民間ボランティアの活動を周知するとともに、その広報・啓発活動を推進する必要があります。

(2) 本市の取組

◎民間協力者の活動の促進
① 保護司会等の活動支援【福祉課】 更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会など民間協力者の活動を支援するとともに、連携して保護司など民間ボランティアの人材確保に努めます。 また、保護司と保護観察対象者との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、地域の関係機関等との連携を促進するため、地域における更生保護ボランティアの活動拠点となる北秋田地区更生保護サポートセンターを北秋田市宮前町庁舎に設置します。
② 防犯協会及び防犯指導隊の活動支援【生活環境課（生活課）】 子どもや高齢者などの見守り活動（通年）や地域安全運動・年末年始特別警戒により巡回パトロールなどを行っている団体に対し、補助金等を交付し、防犯活動の支援をします。
◎広報・啓発活動の推進
③ 社会を明るくする運動及び再犯防止活動の推進【福祉課】 毎年7月に実施している「“社会を明るくする運動” 強調月間」並びに「再犯防止推進月間」において、市民への認知度を高めていくため、関係機関と連携して広報・啓発活動に取り組みます。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

※出典：法務省ホームページ

★用語の説明

本文中の用語や関係機関等の説明をします。

き

「矯正管区」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局。東北では、仙台矯正管区がある。

「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のため定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

け

「刑法犯」

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。

「検挙」

検察官や警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とすること。

「検挙人員」

警察等の捜査機関が検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係るものを含まない。

き

「更生保護」

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。

「更生保護サポートセンター」

保護司・保護司会が、地域の機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施。秋田県内は12カ所あり、北秋田地区は市役所宮前町庁舎内にある。

「更生保護施設」

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。秋田県内には更生保護法人秋田至仁会の運営する施設がある。

「更生保護女性会」

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体のこと。秋田県内は24地区にある。

わ

「再犯者」

刑法犯により検挙された者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

「再犯者率」

犯罪等により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのか計る指標。

し

「社会を明るくする運動」

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。1年を通じた活動であるが、特に7月を強調月間としている。

「少年院」

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う機関。東北では、盛岡少年院及び東北少年院（分院の青葉女子学園を含む）がある。

「自立支援医療制度」

心身の障害に対する医療費の自己負担を軽減する公的な制度のこと。精神通院医療、更生医療、育成医療の3種類がある。

す

「スクールカウンセラー」

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

「スクールソーシャルワーカー（SSW）」

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。

せ

「生活困窮者自立支援事業」

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活や就労等の幅広い相談支援を行い、自立に向けた包括的な支援を行う事業。

ち

「地域包括支援センター」

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や介護予防支援事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

に

「入所者（入所受刑者）」

裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者のこと。

ほ

「保護観察」

罪を犯した人又は非行のある少年が、実社会でその健全な一員として構成するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うこと。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者が対象となる。

「保護司(保護司会)」

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。秋田県内は12地区にある。

よ

「要保護児童対策地域協議会」

児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行うため、児童福祉法に定められている「子どもを守る地域ネットワーク」のこと。

北秋田市再犯防止推進計画

(令和6年度～令和10年度)

北秋田市健康福祉部福祉課

〒018-3392 北秋田市花園町19番1号

電話:0186-62-6637

FAX:0186-69-7056